|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 府民文化部男女参画・府民協働課 | 行政財産の使用許可状況の確認について、チェックリスト（※１）による使用状況の調査が実施されず、財産活用課長への報告（※２）も行っていなかった。（※１）様式１：使用許可及び貸付に関するチェックリスト（※２）様式２：使用許可及び貸付状況に関する実地調査報告書　　施設名：大阪府立男女共同参画・青少年センター

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 許可数量 | 許可目的 | 使用料 | 許可期間 |
| 建物 | 25.36㎡ | ESCO事業の実施　 | 637,120円※ | R３.４.1～R４.３.31 |

* 公有財産規則第29条に基づく減額後の使用料318,560円
 | 　公有財産事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。【公有財産事務の手引】第１章　総則第２節　公有財産事務の概要第２　公有財産の管理体制３　部局長等（財産管理者）の職務 　　　(4) 公有財産に係る報告及び確認に関すること。④　使用・貸付状況の確認行政財産の使用許可・貸付け及び普通財産の貸付けについては、事務の統一と適正を図るため、毎年１回、使用状況を実地調査チェックリストにより、実地に調査、確認しなければならない。【平成30年３月13日付け財活第1957号による通知（抜粋）】１　毎年７月１日（以下「基準日」という。）現在で使用許可又は貸付けを行なっているものについて、別添チェックリスト（様式１）により使用の状況を調査すること。なお、基準日は、同一年度内の別の日に変更することができる。２　調査は、原則として基準日の前後一月以内に行なうこと。３　調査を実施した場合は、別添報告書（様式２）により、基準日から二月以内に財産活用課長まで報告すること。 | 　速やかに実地調査を行った後、チェックリストを作成し、財産活用課長への報告を行った。　再発防止に向け、行政財産の使用許可に係る適正な手続について、課内に周知徹底を行った。　今後は、大阪府公有財産規則等に基づき、適正な事務処理を行うとともに、基準日に実地調査を行う。 |

公有財産管理の不備

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年６月３日から同月22日まで）